

記載例

第26号様式（第14条関係）

異動があった日から7日以内に提出する必要があります。

資金管理団体届出事項の異動届

(提出日) 令和〇年〇月〇〇日

総務大臣 宛
秋田県選挙管理委員会

代表者の氏名及び住所を記載（事務所の所在地ではない。）

氏名 大館一郎
住所 秋田市山王〇丁目〇番〇号

資金管理団体の名称 大館一郎後援会

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	内 容		異動年月日
公職の種類	新	秋田県議会議員 (現職・候補者等)	令和 〇・〇・〇
	旧	秋田県議会議員 (現職・候補者等)	
資金管理団体の名称	新		令和
	旧		・
主たる事務所の所在地	新	(〒010-〇〇〇〇) (電話018-〇〇〇-〇〇〇〇) 秋田市山王〇丁目〇番〇号	令和 〇・〇・〇
	旧	秋田市中通〇丁目〇番〇号	
代表者の氏名	新	異動があった事項のみ、新旧を記入する。 (異動がない事項の欄は記入しない)	令和
	旧		・

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇年〇月〇〇日

氏名 大館一郎

資金管理団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名に異動がある場合は「届出事項等の異動届」も提出が必要

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

供 覧	委員長	書記長	副書記長	書 記	月 日